

平成24年 3月 1日

「群馬県地域共同リポジトリ」運用指針

群馬大学、県内大学等及び群馬県立図書館が共同事業として実施する「群馬県地域共同リポジトリ」の運用に関する事項は、この指針の定めるところによる。

(名称)

1. 「群馬県地域共同リポジトリ」の愛称は、AKAGI(アカギ: Academic Knowledge Archives of Gunma Institutes) とする。

(目的)

2. 群馬県大学図書館協議会に加盟する図書館等の設置者である大学等及び群馬県立図書館(以下「各機関」という。)の教育研究活動等の成果物及び郷土関係の貴重資料等(以下「成果物等」という。)を登録し、インターネットを介して学内外に公開することにより、社会に貢献することを目的とする。

(システム)

3. AKAGIは群馬大学が設置する群馬大学学術情報リポジトリ・システム上で運用し、群馬大学図書館をシステム管理者とする。

(調整)

4. 各機関は、AKAGIに初めて成果物等を登録するに当たっては、あらかじめシステム管理者と運用管理上必要な事項について協議・調整し、以後、合意された方針に基づいて登録作業を行うものとする。

(登録可能な成果物等)

5. AKAGIに登録することができる成果物等は、次に掲げるいずれかの要件を満たすものとする。

(1) 各機関(群馬県立図書館を除く。)に在籍する、あるいは過去に在籍した教員、職員及び大学院学生が、単独又は他と共同で作成した成果物等

(2) 各機関による成果物等

(3) 群馬県立図書館が保存、継承すべきと認める郷土関係の貴重資料等の知的文化財

(4) 各機関に関連する機関・団体・個人等による成果物等であって、各機関の責任において登録し、公開することが適切であると認められる成果物等

(5) その他各機関が認めた成果物等

6. AKAGI に登録することができる成果物等は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 法令及び各機関の規程等が遵守されていること。
- (2) 次に掲げる事項について法令上又は社会通念上問題が生じないものであること。

イ 名誉、プライバシー等の人権に関する事項

ロ 情報セキュリティに関する事項

ハ 守秘義務に関する事項

- (3) その他公開することについて問題が生じないものであること。

(登録)

7. 各機関は、登録可能な成果物等について著作権法その他関係法令等を調査し、公開について支障がないと判断した場合には、AKAGI に登録し、無償で公開する。

8. 各機関は登録に際し、次の事項を遵守する。

- (1) 成果物等及びその標題の表現を改変しないこと。ただし、技術的環境において適切に表現できない部分は、著作権者と協議の上、省略又は他の代替物に置換する場合がある。
- (2) 著作者名及び著作権の表示を行うこと。
- (3) 公開にあたり、著作権法を遵守した利用を行うよう注意する旨明記すること。

(利用)

9. AKAGI に登録された成果物等を、ネットワークを介して利用する者（以下「利用者」という。）は、著作権法に規定されている私的使用、引用等の範囲を超えて利用しようとする場合、著作権者の許諾を得なければならない。

(登録の解除)

10. 各機関は、次のいずれかに該当する場合、AKAGI に登録された成果物等の登録を解除することができる。

- (1) 著作権者が、登録の解除申請を行い、それを各機関が承認した場合
- (2) 各機関が登録を不相当であると判断し、登録の解除を決定した場合

(データ保全)

11. AKAGI に登録するデータ（成果物等の本体及びメタデータ）について、各機関はそのコピーを自身で保全するものとし、データ保全の最終責任は各機関が負うものとする。

12. システム管理者は、AKAGI に登録されたデータの保全に最大限努めるものとする。

13. AKAGI に登録されたデータが万が一、不可抗力によって消失し、システム管理者によるデータの復旧が困難である場合には、各機関は自身の責任でデータの復旧に努めるものとする。

(免責事項)

14. 各機関は、AKAGI に登録された成果物等を利用することによって発生した利用者のいかなる損害についても、一切責任を負わないものとする。

(その他)

15. AKAGI に登録された成果物等についての問合せには、当該成果物等を登録した各機関が責任を持って対応するものとする。

16. この運用指針に定めのない事項は、別途各機関の定めるところによる。

この運用指針は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。